

役場の電話番号 & メールアドレス

総合案内（休日や夜間） ☎820-5600
 ファックス ☎854-8009
 ホームページアドレス <http://www.town.kumano.hiroshima.jp>

総務部
 総務課 ☎820-5601 ✉somu@town.kumano.hiroshima.jp
 企画課 ☎820-5602 ✉kikaku@town.kumano.hiroshima.jp
 税務課 ☎820-5603 ✉zeimu@town.kumano.hiroshima.jp
 政策推進室 ☎820-5632 ✉seisaku@town.kumano.hiroshima.jp

民生部
 住民課 ☎820-5604 ✉jumin@town.kumano.hiroshima.jp
 福祉課 ☎820-5605 ✉fukushi@town.kumano.hiroshima.jp
 生活環境課 ☎820-5606 ✉seikatsu@town.kumano.hiroshima.jp
 健康課（中央地域健康センター内）
 ☎855-1755 ✉kenko@town.kumano.hiroshima.jp

建設部
 建設課 ☎820-5607 ✉kensetsu@town.kumano.hiroshima.jp
 都市整備課 ☎820-5608 ✉toshiseibi@town.kumano.hiroshima.jp
 下水道課 ☎820-5609 ✉gesuido@town.kumano.hiroshima.jp

教育委員会（教育部）
 学校教育課 ☎820-5620 ✉gakko@town.kumano.hiroshima.jp
 生涯学習課 ☎820-5621 ✉shogai@town.kumano.hiroshima.jp
 教育委員会 ファックス ☎855-1110

水道課 ☎820-5610 ✉suido@town.kumano.hiroshima.jp
議会事務局 ☎820-5630 ✉gikai@town.kumano.hiroshima.jp
収入役室 ☎820-5612 ✉shunyu@town.kumano.hiroshima.jp
青少年教育相談室 ☎820-5659 ✉kumakyou@gaea.ocn.ne.jp
教育集会所（川角） ☎854-0900



交通制度

安全運転管理者制度を
ご存知ですか

道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用する事業所では、安全運転管理者を選任しなければなりませんと規定されています。

安全運転管理者を選任しなければならぬ事業所
乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用する事業所（例えば、マイクロバス、大型バスなど）

前記以外で自動車を5台以上使用する事業所（二輪車は0.5台として計算します。ただし原付は含みません）
副安全運転管理者を選任しなければならぬ事業所
20台以上の自動車を使用する事業所（20台を超えるごとに1人必要）
安全運転管理者

選任の届出
用件を備える者のうちから安全運転管理者を選任し、

公安委員会への届出が必要です。

- 届出書
- 事業所を管轄する各警察署の交通課（熊野町であれば海田警察署交通課）届出書類
- 届出書 3通（複写式）
- 住民票の写し 1通（安全運転管理者等になる人のもの）
- 運転記録証明書 1通
- 運転管理・運転経歴証明書 1通
- 住民票以外の用紙は、各警察署交通課にあります。
- 問合せ先 海田警察署（生活環境課）
820・0110



「およろこび」

（12月届け出分・敬称略）

松井	北村	山吹	石井	沖横田	亀井	薦本	戸井	と林	原田	高杉	丸山	藤井	花井	岡本	森田	北田	田中	吉永	片川	氏名
悠空	悠菜	悠聖	悠聡	愛生	あかり	雅也	愛梨	希風	悠牙	凜生	雅斗	雅斗	翔吾	みなみ	心音	陽登	遠太郎	善行	善行	地区
東山	東山	東山	東山	石神	石神	貴船	貴船	川角	川角	川角	城之堀	城之堀	萩原	萩原	中溝	中溝	出来庭	出来庭	出来庭	地区

「おくやみ」

（12月届け出分・敬称略）

濱岡	高橋	佐々木	荒谷	赤野	大地	山田	橘	神鳥	民法	竹之内	清代	前土井	佐藤	高橋	伊藤	井上	濱岡	幸枝	和廣	壽美	勝己	文恵	キクヨ	マスエ	澤美	謹次	浩二	四雄	ミツヨ	佐藤	高橋	伊藤	井上	氏名	
幸枝	和廣	壽美	勝己	文恵	キクヨ	マスエ	澤美	謹次	浩二	四雄	ミツヨ	佐藤	高橋	伊藤	井上	秋人	秋人	幸枝	和廣	壽美	勝己	文恵	キクヨ	マスエ	澤美	謹次	浩二	四雄	ミツヨ	佐藤	高橋	伊藤	井上	年齢地区	
67	54	92	96	90	94	80	82	90	43	60	75	88	67	86	75	89	89	67	54	92	96	90	94	80	82	90	43	60	75	88	67	86	75	89	地区

このコーナーに掲載を希望しない人は、住民課へ届ける際にお申し出ください。（住民課）

ホームページ及び役場エントランスの意見箱では、
町政についてのご意見・ご要望を募集しています



2月

お知らせ

相談

町民総合相談室

弁護士による法律相談

3月10日(木)

家庭問題情報センター相談員による家庭の悩み相談

3月11日(金)

役場3階特別会議室
問合せ先 総務課

820・5601

相談を希望する人は、2月28日(月)までに総務課に予約してください。

秘密は厳守します。なお、申込み状況により、受付ができない場合がありますのでご了承ください。

(総務課)

人権ホットライン

ひとりで悩まないで、

電話してください。

熊野町では、4人の人権擁護委員がいます。この人権擁護委員が様々な悩みについて、適切なアドバイス

カウンセリングを行い、問題の解決、自己実現を図るために応援します。なお、各委員へのご相談も可能です。

とき 2月18日(金)

午前10時～午後3時

電話相談内容

- ・人権の侵害に関すること
- ・その他身の回りで気になること

秘密は厳守します。

お気軽に電話してください。

問合せ先 生涯学習課

820・5621

(生涯学習課)

税金

町税の納期限について

2月28日(月)は次の町税の納期です。お忘れのないよう納期限内に納税しましょう。

固定資産税(4期)

国民健康保険税(6期)

問合せ先

固定資産税 820・5603 税務課

国民健康保険税 住民課

820・5604

(税務課、住民課)

預金

預金の保護の範囲が

変わります

金融機関が破たんした場合、私たちの預金の保護される範囲が下表のとおりになります。

詳しくは各金融機関の窓口、又は金融庁のホームページでご確認ください。

ホームページアドレス
<http://www.fsa.go.jp/>

(総務課)

保護対象となる金融機関

銀行(日本国内に本店がある)、信用金庫、信用組合、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、

	～平成17年3月	平成17年4月以降
保護対象となる預金		
当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	決済用預金として全額保護(利息の付かないもの)
定期預金、定期積金、ビッグ、ワイド等		合計して元本1,000万円までとその利息の最低保障(注)
保護対象とならない預金		
外貨預金、譲渡性預金、ヒット等	金融機関の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることもあります)	

(注) 最低保障を越える部分は金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

